

随意契約に係る情報の公表(物品役務等) 令和2年6月分

物品役務等の名称及び数量	契約の締結者の氏名及び造幣局の所在地	契約を締結した日	契約の相手方の商号又は名称及び住所	法人番号	随意契約によることとした業務方法書又は訓令若しくは通達の根拠規定及び理由(企画競争による場合はその旨)	予定価格	契約金額	落札率	再就職の役員の数	公益法人の場合			備考
										公益法人の区分	国所管、都道府県所管の区分	応札・応募者数	
高周波電気炉炉体交換その他修理(広島支局)一式	独立行政法人造幣局 理事 明瀬 光司 大阪市北区天満1-1-79	令和2年6月5日	千代田工販株式会社中国支店 広島市中区基町12-3	7010001050391	公募を実施した結果、業務の履行可能な者が1者であって、その者との契約であり競争を許さないことから、独立行政法人通則法第49条の規定に基づいて定める独立行政法人造幣局の会計に関する事項についての規程第27条第2項に該当するため。	同種の他の契約の予定価格を類推させる恐れがあるため公表しない	73,480,000円	-	-	-	-	-	
クレジットカードの利用による貨幣セット等の信用販売に係る加盟店契約一式	独立行政法人造幣局 理事 明瀬 光司 大阪市北区天満1-1-79	令和2年6月10日	株式会社ジェーシービー 東京都新宿区大久保3-8-2	8010401050511	公募を実施した結果、業務の履行可能な者が1者であって、その者との契約であり競争を許さないことから、独立行政法人通則法第49条の規定に基づいて定める独立行政法人造幣局の会計に関する事項についての規程第27条第2項に該当するため。	同種の他の契約の予定価格を類推させる恐れがあるため公表しない	31,611,888円	-	-	-	-	-	単価契約
仕上圧延機(ダウンエンダー転倒用油圧シリンダー)修理(広島支局)一式	独立行政法人造幣局 理事 明瀬 光司 大阪市北区天満1-1-79	令和2年6月10日	千代田工販株式会社中国支店 広島市中区基町12-3	7010001050391	本契約は、故障、破損等により現に業務に障害を生じ、又は重大な障害が生じるおそれがあり、緊急の必要により競争に付することができないことから、独立行政法人通則法第49条の規定に基づいて定める独立行政法人造幣局の会計に関する事項についての規程第27条第2項に該当するため。	同種の他の契約の予定価格を類推させる恐れがあるため公表しない	2,970,000円	-	-	-	-	-	
横型圧印機移設(本局・広島支局)一式	独立行政法人造幣局 理事 明瀬 光司 大阪市北区天満1-1-79	令和2年6月11日	株式会社コーレンス 東京都港区六本木1-8-7	4010401077260	公募を実施した結果、業務の履行可能な者が1者であって、その者との契約であり競争を許さないことから、独立行政法人通則法第49条の規定に基づいて定める独立行政法人造幣局の会計に関する事項についての規程第27条第2項に該当するため。	同種の他の契約の予定価格を類推させる恐れがあるため公表しない	35,350,700円	-	-	-	-	-	
貨幣極印下地 28,600個	独立行政法人造幣局 理事 明瀬 光司 大阪市北区天満1-1-79	令和2年6月16日	日立金属商事株式会社関西支店 大阪市北区中之島3-3-23	9010001054795	公募を実施した結果、業務の履行可能な者が1者であって、その者との契約であり競争を許さないことから、独立行政法人通則法第49条の規定に基づいて定める独立行政法人造幣局の会計に関する事項についての規程第27条第2項に該当するため。	同種の他の契約の予定価格を類推させる恐れがあるため公表しない	108,633,800円	-	-	-	-	-	
独立行政法人造幣局の業務に関する税務相談業務一式	独立行政法人造幣局 理事 明瀬 光司 大阪市北区天満1-1-79	令和2年6月30日	KPMG税理士法人 東京都港区六本木1-6-1泉ガーデンタワー	1010405003760	公告による企画案募集の結果、契約相手の提案内容が最も優秀なものとして選定され、契約価格の競争による契約相手方の選定を許さないことから、独立行政法人通則法第49条の規定に基づいて定める独立行政法人造幣局の会計に関する事項についての規程第27条第2項に該当するため。	同種の他の契約の予定価格を類推させる恐れがあるため公表しない	16,327,080円	-	-	-	-	-	単価契約

※公益法人の区分において、「公財」は、「公益財団法人」、「公社」は「公益社団法人」、「特財」は、「特例財団法人」、「特社」は「特例社団法人」をいう。

(注1) 公表対象契約が単価契約である場合には、契約金額欄に契約単価又は予定調達総額を記載するとともに、備考欄に単価契約である旨及び契約金額欄に単価を記載した場合には予定調達総額を記載する。

(注2) 必要があるときは、各欄の配置を著しく変更することなく所要の変更を加えることその他所要の調整を加えることができる。